

# 教員組織調査について

資料名	頁
第8章(8-1:教員の資格と評価)に係る取扱いについて	1~3
科目適合性の調査における判断の目安	5
平成20年度「教員組織調査」に係る資料の作成及び提出方法について	7~11
「教員組織調査対象教員一覧」作成上の留意事項	13
教員組織調査対象教員一覧(イメージ)	15~16
教員業績調書(イメージ)	17~19

## 第8章(8-1:教員の資格と評価)に係る取扱いについて

### 1. 趣旨

「基準8-1-1」及び「基準8-1-2」に係る判断の一要素として、「教育を行う上での基幹となる教員組織に、教育上必要な教員が配置されているかどうか」という「教員組織」に視点を置いた観点から、これを構成する専任教員等につき、それぞれが担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目等を担当するにふさわしい教育研究業績等の有無に関する調査・分析を行う。

なお、各法科大学院においては、予備評価段階は学年進行中であり、「文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」(以下、設置審という。)における「法科大学院専門委員会」等において、専任教員に対する教員資格審査が行われ、専任教員についてはその質が確保されているところである。

- ※ 基準8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。
- 基準8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(各号は省略)

### 2. 対象・実施時期

(対象) 本評価のみ (実施時期) 平成19年度以降

### 3. 実施体制

教員の授業科目適合性の調査を行う「教員組織調査専門部会」(以下、専門部会という。)を設置する。

専門部会の委員構成については、原則として、①公法系(憲法、行政法)、②民事系(民法、商法、民事訴訟法)、③刑事系(刑法、刑事訴訟法)、④基礎法学・隣接科目、⑤展開・先端科目、⑥法曹三者からの、法科大学院に関し高く広い識見を有する大学関係者及び法曹関係者等とする。

### 4. 実施方法

#### (1) 調査方法

「教育上必要な教員」に関して、その調査は、調査対象教員について、個人の教育者としての資格としてではなく、当該教員が担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目等を担当するにふさわしい教育研究業績等の有無により行う。

- ① 法律基本科目群の7科目(①公法系(憲法、行政法)、②民事系(民法、商法、民事訴訟法)、③刑事系(刑法、刑事訴訟法))、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の3科目群のそれぞれの区分で調査する。なお、例えば実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、それぞれその担当する部分について判定する。

② 調査対象教員は、1) 専任教員(専任、専・他、みなし専任教員)、2) 法律基本科目または必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員とする。

③ 判断の目安については、以下のとおりとする。

法科大学院における教員の授業科目の適合性の調査に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視する。その能力の判定については、教育上の経歴・経験のほか、職務上の実績(理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績)、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績などを総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査するものとする。

また、特に以下の点に考慮することとする。

《1-1》専任の研究者教員については、原則として法科大学院における2年以上の教育経験年数を必要とする。ただし、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の2分の1の年数を、法科大学院の教育経験年数に算入することができる。また、教育経験期間の算定にあたっては、留学期間、在外研究員期間及び研究専念期間はこれに含めるが、休職期間及び停職期間はこれに含まない。

《1-2》前項の規定にかかわらず、専任の研究者教員のうち上限2割については、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績(博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等)がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。

《1-3》専任の実務家教員については、実務経験としておおむね5年以上を必要とするが、教育経験の有無を問わない。

また、法律基本科目などの理論的・体系的性質の強い授業科目を担当する場合、当該授業科目に関連する論文・著作等、その担当能力を示す研究業績等(ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む)、及び職務上の経歴・実績等を考慮することにより判定する。

《2-1》兼任・兼任の研究者教員については、原則として専任の研究者教員の取扱いに準ずる。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており(オムニバス形式の授業科目など)、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合については、原則として法科大学院または大学・大学院での教育経験として1年以上の教育経験年数を必要とするが、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績(博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等)がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。

《2-2》兼任・兼任の実務家教員については、原則として専任の実務家教員の取扱いに準ずる。また、当該教員が担当する授業科目が複数

教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合についても、《1-3》と同様に取り扱う。

- ④ 当面の間、設置審における「法科大学院専門委員会」等において授業科目に対する適格（「P可」）を得た調査対象教員については、原則として、当該適格を得た授業科目の分野または同種の授業内容に該当する授業科目を担当する場合は、適格として取り扱う。

※ 当該適格を得た授業科目の分野または同種の授業内容とは、法律基本科目においては、原則として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野に該当する授業科目。法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目においては、個々の授業科目の内容について、同種の授業内容に該当する授業科目。

→ ただし、民法科目については、財産法と家族法の分野に区分。  
商法については、会社法と会社法以外の分野に区分。

## （2）提出時期

評価実施年度6月末までに対象法科大学院から提出された自己評価書に併せて、調査の対象となる教員の業績調書等を提出する。

## （3）調査結果の評価報告書に対する取扱い

調査結果は、改善点として指摘する必要がある場合、あくまでも、評価報告書（評価結果）において、一般的な内容（授業科目名、分野、教員の氏名・人数等を伏した内容）による改善点として指摘するにとどめることとし、具体的内容を記載した教員ごとの調査結果として、評価報告書（評価結果）や資料等への記載までは行わない。

## 科目適合性の調査における判断の目安

調査に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視。

その能力の判定については、①教育上の経歴・経験、②職務上の実績(理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績)、③理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績などを総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査。

また、特に以下の点に考慮。

教員の区分		教育経験	実務経験	職務上の実績又は研究業績	備考
研究者 教員	専任	・法科大学院における2年以上の教育経験年数 (ただし、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験の2分の1の年数を、上記に算入可)	・問わない	・職務上の実績や理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績など	専任の研究者教員の上限2割については、 <u>高度の法学専門教育の能力を示す研究業績(博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等)があれば、教育経験年数を問わない</u>
	兼任・兼任	・原則同上 (① 複数教員で実施する授業科目の担当で、 <u>責任担当者でない場合は、法科大学院又は大学・大学院における1年以上の教育経験年数</u> (② ①の場合で、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績(博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等)を有する場合は、教育経験年数については不問)			
実務家 教員	専任	・問わない	・おおむね5年以上	・職務上の実績(理論と実務を架橋する教育を行うのに <u>必要な実務上の実績</u> )など (ただし、法律基本科目などの理論的・体系的性質の強い授業科目を担当する場合には、 <u>当該授業科目に関連する論文・著作等、その担当能力を示す研究業績等、及び職務上の経歴・実績等を考慮</u> )	
	兼任・兼任				

# 平成20年度「教員組織調査」に係る資料の作成及び提出方法について

## 1 作成方法

「教員組織調査」に係る資料については、次の資料1から4を作成してください。

資料1及び2の様式については、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しているファイルにより、作成してください。資料1は、Excel版、資料2は一太郎版、MS-Word版及びExcel版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

資料3については、様式は設定していません。(イメージ参照)

なお、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果(判定P可)を得た教員については、資料1から3に併せて資料4を提出してください。また、資料4についても、様式は設定していません。

- ・ 資料1:教員組織調査対象教員一覧 (Excel版)
- ・ 資料2:教員業績調書 (一太郎版、MS-Word版及びExcel版)
- ・ 資料3:評価実施年度に担当している授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料)
- ・ 資料4:文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料) ただし、評価実施年度に担当している授業科目と同分野又は同種の授業内容に該当するもののみ添付してください。

※ 資料3及び資料4については、オムニバス授業など、調査対象教員が当該授業科目の一部を担当している場合には、担当する授業部分や授業内容が明確となるようにアンダーラインや枠組み等の工夫により明示してください。

## 2 提出方法

提出する資料は、次のとおりです。

資料の提出方法については、作成例を参照してください。

### (1) 教員組織調査に係る資料の紙媒体 5部 内訳)

- ・ 資料1:教員組織調査対象教員一覧
- ・ 資料2:教員業績調書(一式)
- ・ 資料3:評価実施年度に担当している授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料)
- ・ 資料4:文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料)

※ 資料1、3及び4については片面印刷、資料2については両面印刷としてください。

### (2) 教員組織調査に係る資料の電子媒体 1部 内訳)

- ・ 資料1:教員組織調査対象教員一覧 (Excel版)
- ・ 資料2:教員業績調書(一式) (一太郎版、MS-Word版及びExcel版)

- ・ 資料3: 評価実施年度に担当している授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料)
- ・ 資料4: 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た授業科目のシラバス(授業科目の概要がわかる資料)

※ 資料3及び4については、PDFでご提出ください。

- 1) 教員組織調査に係る資料を保存した、3.5インチFD(2HD型、Windows 1.44MBフォーマット)、MO、CD-R、DVD-R のいずれかを提出してください。なお、「法科大学院(研究科・専攻)名」並びに「教員組織調査に係る資料」と記入したラベルを貼付してください。
- 2) 電子媒体で提出する自己評価書については、次の点に注意してください。
  - ・ 外字は使用しないでください。
  - ・ 漢字コードは、原則として JIS 第1、第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。  
(例) 単位記号、省略文字等
  - ・ 人名等で JIS 第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。  
なお、Unicode が使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

### 3 提出締切及び提出先

- (1) 提出締切 平成20年6月30日
- (2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1  
独立行政法人大学評価・学位授与機構  
評価事業部

※ 自己評価書と併せて提出してください。

### 4 その他

提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

## (イメージ)

### <教員組織調査に係る各教員資料のイメージ図>

評価実施年度に担当する授業科目の分野が、「教員組織調査対象教員一覧」において複数の分野に渡るか否かによって資料の作成方法が異なります。

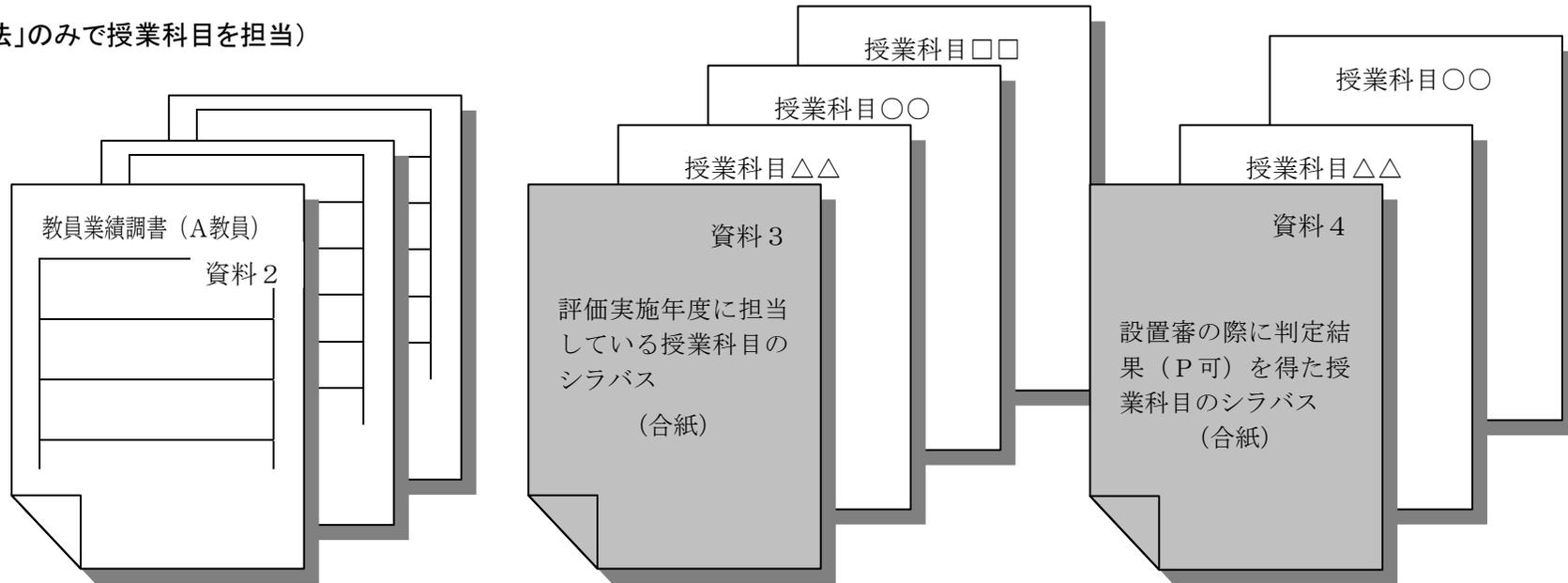
「教員組織調査対象教員一覧」における分野：

「憲法」、「行政法」、「財産法」、「家族法」、「会社法」、「会社法以外」、「民事訴訟法」、「刑法」、「刑事訴訟法」、「法律実務（裁）」、「法律実務（検）」、「法律実務（弁）」、「基礎法学・隣接科目」、「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法」、「その他」

### (例 1) A教員が同一分野で複数の授業科目を担当している場合

(分野「憲法」のみで授業科目を担当)

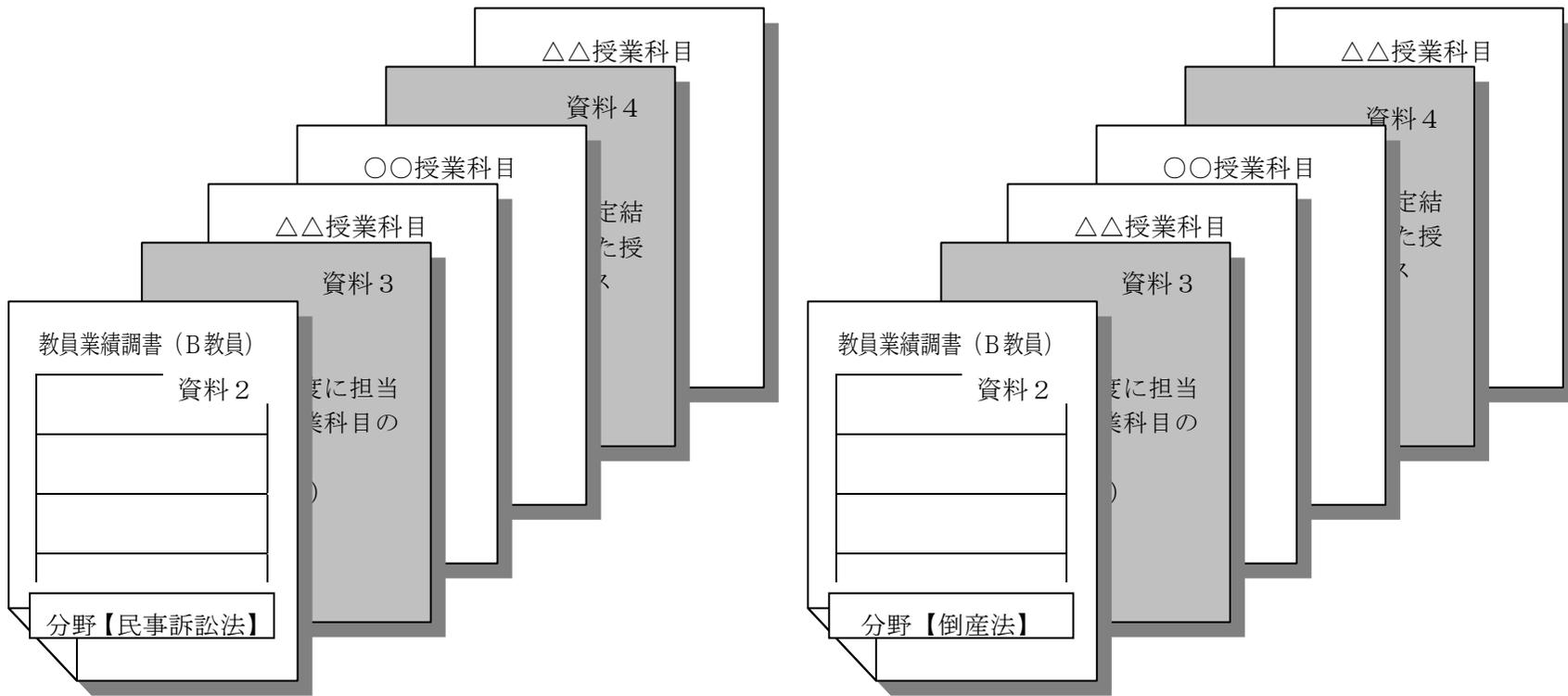
-9-



評価実施年度に担当している授業科目がP可を得た授業科目である場合には、対応関係がわかるように、シラバスの添付順に注意してください。

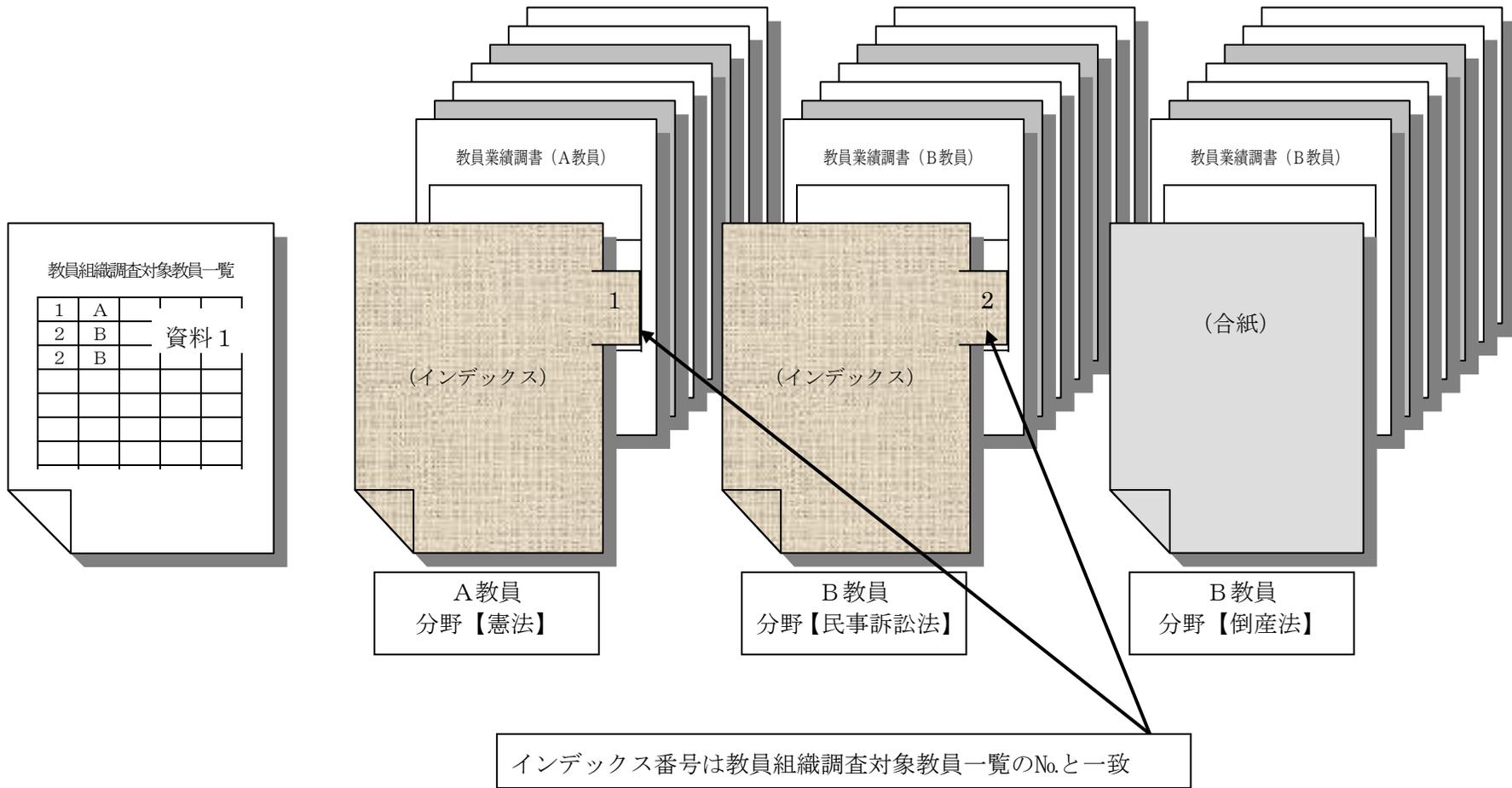
(例 2) B教員が異なる分野で授業科目を担当している場合

(分野「民事訴訟法」と分野「倒産法」で授業科目を担当)



同一教員であっても異なる分野で授業科目を担当している場合は、分野ごとに「教員業績調書」を添付してください。

<資料提出のイメージ図>



教員組織調査対象教員一覧に登載の教員順に、教員業績調書等の資料を綴ってください。教員ごとにインデックス付き合紙を挿入してください。一教員が異なる分野間で授業科目を担当している場合には分野ごとに合紙（色紙）を挿入して下さい。

## 「教員組織調査対象教員一覧」作成上の留意事項等

「教員組織調査対象教員一覧」を作成する際は、以下の事項にご留意のうえ、作成願います。

- ① 授業科目ごとに列を分けて入力してください。同一教員が複数の授業科目を担当している場合であっても、授業科目ごとに列を分けて入力してください。
- ② 「教員組織調査対象教員一覧」の「No.」は教員業績調書の番号と一致させてください。同一教員が複数の授業科目を担当している場合には、セルを結合することなく、同一番号を複数入力してください。
- ③ 同一教員が複数の授業科目を担当している場合であっても、セルを結合することなく、同一教員名を複数入力してください。
- ④ 備考欄には担当する授業科目に対応するP可を得た授業科目の審査の年月、当該審査に係る大学名、教員分類（専、専・他、実・専、実・み）、職名、授業科目名及び結果（判定P可）を記入してください。
- ⑤ 担当する授業科目に対応するP可を得た授業科目がない場合は、備考欄を空欄のままにしてください。
- ⑥ オムニバス授業の場合には『オ』を入力してください。オムニバス授業の責任者教員の『オ』のセルは、黄色で塗りつぶしてください。
- ⑦ 「チェック欄」、「項目ごとの判定」、「判定の理由」欄は機構で使用しますので、何も入力しないでください。
- ⑧ 評価実施年度5月1日現在の新生に適用されているカリキュラムが調査の対象となります。カリキュラム見直しにより、新旧両カリキュラムが併存している場合、評価実施年度に入学する学生に適用されるカリキュラムが対象になります。よって、未開講（例えば、平成20年度から適用される新カリキュラムにおける、平成21年度以降開講の2・3年次対象授業科目など）又は隔年開講の授業科目も調査の対象になります。
- ⑨ 「担当授業科目」の「分野」欄について、「法律実務基礎科目」においては、職種に応じて「法律実務（裁）」、「法律実務（検）」、「法律実務（弁）」に更に分類して入力してください。職種については実務経験年数が長い職種を採用してください。（例：裁判官の経験年数（20年）及び弁護士の経験年数（5年）の教員の場合には、「法律実務（裁）」となります）

また、展開・先端科目においては、授業科目の内容に応じて「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法」に分類してください。更に、分類に迷うものについては「その他」と記入してください。

### 教員組織調査対象教員一覧（イメージ）

⑦「チェック欄」は機構で使用するので、記入しないでください。

⑦「項目ごとの判定」、「判定の理由」欄は機構で使用する所以、記入しないでください。

チェック欄	大学名	No.	分類	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	教育・実務経験年数		担当授業科目			項目ごとの判定		判定の理由 (具体的内容・その他備考)	備考
									実務家教員の 職種	年数(年)	授業科目名	単位数	集・オ	分野	教育経験 又は 実務経験		
	〇〇大学	1	専	教授	男	国分寺 一郎	52	憲法		13.4	憲法 I						平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校法人審議会 教員審査済 〇〇大学、専・教授、授業科目「憲法 I」(判定P可)
② 教員業績調書の番号と同一です。	〇〇大学	2	専	教授	女	神保 花子	42	民事訴訟法		18	民事訴訟法 I	2					平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校法人審議会 教員審査済 〇〇大学、専・他、助教授、授業科目「民事訴訟法 I」(判定P可)
	〇〇大学	2	専	教授	女	神保 花子	42	民事訴訟法		18	民法法演習	2					平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校法人審議会 教員審査済 〇〇大学、専・他、助教授、授業科目「民法法演習」(判定P可)
	〇〇大学	2	専	教授	女	神保 花子	42	民事訴訟法		18	民法法事例研究	1.3	オ				⑤ P可を得ていない場合は、空欄にしてください。
	〇〇大学	2	専	教授	女	神保 花子	42	民事訴訟法		18	倒産法						平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校法人審議会 教員審査済 〇〇大学、専・他、助教授、授業科目「倒産法」(判定P可)
	〇〇大学	6	専・他	准教授	男	一橋 五郎	46	民事訴訟法		17.6	民法法演習	1.3					
	〇〇大学	7	専・他	教授	男	小平 太郎	57	憲法		13	ジェンダーと法	2					平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校法人審議会 教員審査済 ▲▲大学、実・専・教授、授業科目「ジェンダーと法」(判定P可)

① 授業科目ごとに記入してください。

④ 担当の授業科目に対応するP可を得た授業科目を記載してください。

⑤ P可を得ていない場合は、空欄にしてください。

⑥ オムニバス授業の責任者には黄色で塗りつぶしてください。

③ 1人の教員が複数の授業を担当している場合も、セルを結合しないでください。

〇〇大学	8	実・み	教授	男	竹橋 次郎	49	弁護士実務	裁判官/ 弁護士	20/5	エクスター ンシップ	2		法律実務(裁)				平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校 法人審議会 教員審査済 〇〇大学、実・み、教授、授業科目「エク スターンシップ」(判定P可)
〇〇大学	8	実・み	教授	男	竹橋 次郎	49	弁護士実務	裁判官/ 弁護士	20/5	クリニック	2		法律実務(裁)				平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校 法人審議会 教員審査済 〇〇大学、実・み、教授、授業科目「クリニ ック」(判定P可)
〇〇大学	8	実・み	教授	男	竹橋 次郎	49	弁護士実務	裁判官/ 弁護士	20/5	弁護士実務の 基礎	2		法律実務(裁)				平成〇年〇月 文部科学省大学設置・学校 法人審議会 教員審査済 〇〇大学、実・み、教授、授業科目「弁護 士実務の基礎」(判定P可)
〇〇大学	20	兼任	講師	男	萩山 一郎	45	行政法		11	環境法	2	集	環境法				
〇〇大学	21	兼任	講師	男	立川 六郎	50	弁護士実務	弁護士	24	民事法事例研究	0.4	オ	民事訴訟法				

- (注)
- ⑧
- 1 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
  - 2 教員の順番は、教員分類(専・専・他、実・専、実・み、兼任、兼任)ごと、かつ職種別(教授、准教授、講師、助教)ごとの順としてください。また、一つの行枠は、一授業科目ごとに記入してください。
  - 3 「No.」については、「教員業績調書」の「番号」と同じ番号を記入してください。
  - 4 「分類」については、教員分類(専・専・他、実・専、実・み、兼任、兼任)を記入してください。
  - 5 「職名」については、職種別(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。
  - 6 「教育・実務経験年数」については、研究者教員(専・専・他、兼任、兼任)には法科大学院での教育経験年数を記入してください。実務家教員(実・専、実・み、兼任、兼任)には実務経験年数を記入してください。  
「職種」については、法曹としての実務の経験を有する場合には、職種に応じて「裁判官」、「検察官」、「弁護士」と記入してください。法曹以外の実務経験を有する場合には「その他」を記入してください。また、「年数(年)」については、当該教員の実務の経験年数を職種ごとに記入してください。(例:裁判官の経験年数(7年11ヶ月)及び民間企業勤務の経験年数(6年10ヶ月)の教員の場合には、「職種」は『裁判官/その他』、「年数(年)」は『7. 11/6. 10』となります。)
  - 7 「担当授業科目」については、自大学法科大学院担当授業科目を記入してください。
  - 8 「担当授業科目」の「単位数」の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目を担当する教員ごとに単位数に対する担当時間数の割合により記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例:授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)する場合には、それぞれ、2単位×20時間÷30時間=1.33...≒『1.3』、2単位×10時間÷30時間=0.66...≒『0.7』となります。)
  - 9 「担当授業科目」の「自大学法科大学院担当授業科目」の「集・オ」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『オ』を記入してください。
  - 10 「担当授業科目」の「分野」については、法律基本科目においては、憲法分野は「憲法」、行政法分野は「行政法」、民法分野は「財産法」、「家族法」、商法分野は「会社法」、「会社法以外」、民事訴訟法分野は「民事訴訟法」、刑法分野は「刑法」、刑事訴訟法分野は「刑事訴訟法」、その他の科目においては、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」を記入してください。
  - 11 「備考」については、過去に、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た者は、当該審査の年月、当該審査に係る大学名、教員分類(専・専・他、実・専、実・み)、職名、授業科目名及び結果(判定P可)を記入してください。
- ⑨

教員業績調書（イメージ）

〇年5月1日現在

番号	1	分類	専	職名	教授	氏名	国分寺 三郎	年齢	52
学 歴 等									
年 月		事 項							
昭和〇〇年4月		●●大学法学部法律学科入学							
昭和〇〇年3月		●●大学法学部法律学科卒業							
昭和〇〇年4月		●●大学大学院法学研究科△△学専攻修士課程入学							
昭和〇〇年3月		●●大学大学院法学研究科△△学専攻修士課程修了（△△修士）							
昭和〇〇年4月		●●大学大学院法学研究科△△学専攻博士課程入学							
昭和〇〇年3月		●●大学大学院法学研究科△△学専攻博士課程単位取得満期退学							
昭和〇〇年9月		司法試験第二次試験合格							
昭和〇〇年4月		司法研修所修習生（～〇〇年3月）							
職 歴									
年 月		事 項							
昭和〇〇年4月		★★大学法学部助手（～〇〇年3月）							
昭和〇〇年4月		◇◇大学法学部助教授（～〇〇年3月）							
平成〇〇年4月		□□大学法学部教授（～〇〇年3月）							
平成〇〇年4月		□□大学大学院法学研究科教授（～〇〇年3月）							
平成〇〇年8月		文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査、〇〇大学、専、教授、授業科目「〇法Ⅰ」（判定P可）							
平成〇〇年4月		〇〇大学大学院〇〇研究科教授（現在に至る）							
賞 罰									
年 月		事 項							
平成〇〇年4月		〇〇市地域活動功労賞							

評価実施年5月1日現在の状況を記入

教育上の能力に関する事項				
事項	年月	概要		
1 教育方法の実践例 民法の講義・演習を開始	〇年〇月	(事項の概要が記入されています。以下の項目、同じ。) 講義で使用するレジュメを毎回作成 実務の動向にも配慮し、工夫している		
民法 I の講義を開始	〇年〇月	法科大学院において、未修者向けの〇法講義を開始		
レジュメの Web 上での掲載 裁判傍聴の実施	〇年〇月			
2 作成した教科書、教材等 (司法研修所等における教材作成など)		文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査時点までの実績を破線上段に、それ以後の実績を下段に、分けて記入してください。		
民法講義用テキスト ・・・編『・・・のための民法総合演習』を作成	〇年〇月 〇年〇月	講義に用いるため、毎年、レジュメを作成 〇法に関する事例問題演習を行うための演習書を作成		
3 教育上の能力に関する大学等の評価 学生による授業評価	〇年〇月	〇〇年度「学生アンケート」によれば、「・・・」、「・・・」などいずれの項目も高評価であった		
教員同士の相互評価	〇年〇月	〇〇年度に行われた教員相互の授業評価において、「・・・」、「・・・」などいずれの項目も高評価で・・・		
4 実務の経験を有する者についての特記事項 (弁護士会の講演など) (監査・企業提携等の実務に関する教育・研修など)				
司法書士特別研修・講師	〇年〇月	日本司法書士会連合会において実施されている・・・		
〇〇県弁護士会主催・司法シンポジウム・講師	〇年〇月	講師として・・・		
5 教育方法・教育実践に関する発表、講演等 (FDに関する発表、講演など)				
法科大学院の教育方法に関するシンポジウム	〇年〇月	パネリストとして・・・		
法科大学院における民法教育と要件事実教育のあり方	〇年〇月	講師として・・・		
研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	備考
著書 民法1総則第●●版	共著	2005年4月	●●出版	●●頁ー●●頁
※				
論文 ●●●に関する一考察	単著	1999年6月	●●大法学	●●大法学●●巻●●頁
※				
その他				
※				

法律実務に関する活動	
年 月	事 項
平成〇〇年 4 月	(弁護士として携わった裁判例・内容など) 〇〇市人権擁護委員 (現在に至る)
平成〇〇年 4 月	〇〇株式会社破産管財人代理
学会及び社会における活動等	
年 月	事 項
平成〇〇年 4 月	日本〇法学会会員 (現在に至る)
平成〇〇年 9 月	〇〇市△△財団主催・公開講座 講師
平成〇〇年 3 月	非営利活動法人〇〇主催・セミナー・講師 (論題:「.....」、於:●●大学講堂)
平成〇〇年 7 月	第〇〇回日本〇法学会・ワークショップ「.....」、於:△△大学講堂
平成〇〇年 4 月	〇〇大学地域貢献特別支援事業「地方公務員法務研修」
平成〇〇年 4 月	〇〇県〇〇審議会委員 (現在に至る)
平成〇〇年 4 月	新司法試験考査委員
その他事項	
(大学教育に関する団体等における活動、教育実績に対する表彰など) (国家試験問題の作成など) (諸団体からの実務家としての卓越性に関する評価・推薦など) (論文の引用実績など)  〇〇省委託研究員として「.....の研究」に従事し、同省に報告書を提出 ●●県研究員として「.....に関する研究」に従事	

- (注) 1 「番号」については、対象教員ごとに番号を記入してください。
- 2 「職歴」については、文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された判定結果(P可)を得た者は、当該審査の年月、当該審査に係る大学名、教員分類(専・専・他、実・専・実・み)、職名、授業科目名及び結果(判定P可)を記入してください。
- 3 資格・免許については、「学歴等」に記述してください。
- 4 「教育上の能力に関する事項」、「研究業績等に関する事項」、「法律実務に関する活動」及び「学会及び社会における活動等」については、上段には文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された時点までの実績を、下段にはそれ以後の実績を記述してください。  
ただし、当該教員審査を受けていない教員については、上段に全ての実績を記述してください。
- 5 「研究業績等に関する事項」については、著書、学術論文等が共著の場合は、本人の担当部分〔掲載頁(P〇~P〇)〕を記述してください。なお、担当部分を抽出することが困難な場合には、「備考」にその理由を記述してください。  
また、「備考」には、「著書」の場合は、総頁数を記入してください。「論文」の場合は、誌名、巻数・号数、はじめの頁—おわりの頁を記入してください。
- 6 「研究業績等に関する事項」については、当該調書の作成時において未発表のものは記述しないでください。
- 7 「その他事項」については、上記の項目以外に記述すべき事項がある場合に記述してください。
- 8 このほか、当該教員が担当する授業科目の概要の分かる資料(例えば、シラバス等。)を添付してください。